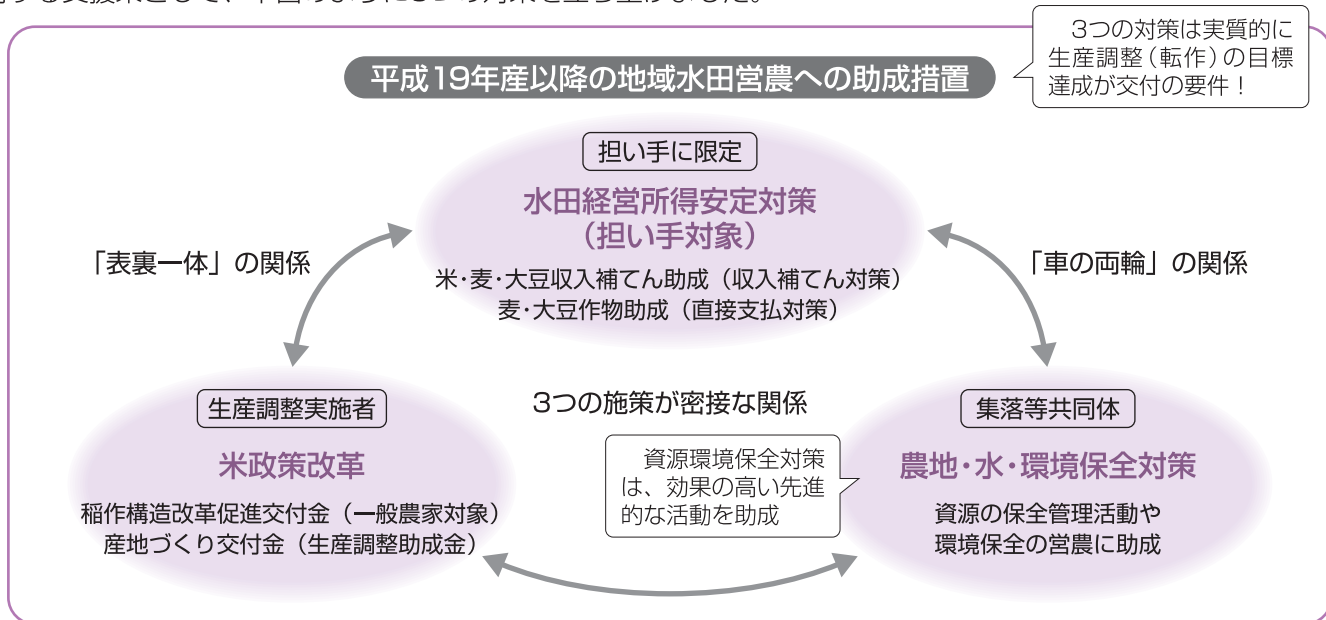


# 農地を集落で守る

## 農地・水・環境保全向上対策事業

今、農業は多くの問題点を抱えています。農業従事者の高齢化が一層進み、若い担い手が不足しています。多くの農家は規模縮小傾向にあり、水田（農地）に愛着のない人が若い世代には出始めています。このため市内の水田で作り手がいなくなってきたり、中山間の農地は耕作が放棄されたりしそうな状況です。また、鳥獣害の被害も多く、せっかく育てた農作物の価格が下がり、機械化により生産効率を上げてても収益が上がらないのが現状です。国は、これらの問題に対する支援策として、下図のように3つの対策を立ち上げました。



水田経営所得安定対策や米政策改革は、認定農業者や集落営農組織等の「担い手」や耕作者に対し、米・麦・大豆の生産実績や品質、生産調整（転作）を行った実績等に対し交付される事業です。

これに対し、農地・水・環境保全向上対策事業は、担い手だけでは管理することが困難な集落を含めた農地を、集落のみなで管理し、守っていこうとする組織に対して交付される事業です。

農業者だけでなく、自治会や子ども会、老人会などを含んだ組織で活動する。



あぜ、水路、農道等の農業用施設の草刈りなど、定期的な管理を行う。



水路、ゲート、農道等の点検を行い、悪い箇所の修繕や補修を行う。



### 活動の内容

生き物調査や花木を植える、水質の保全に努めるなど、集落内の環境整備に取り組む。

